❷ 医療観察処遇事件（地方裁判所）の新受件数

次のグラフは、医療観察処遇事件の新受件数の推移をまとめたものである。

資料2-1-4-2　医療観察処遇事件の新受件数の推移（地方裁判所）

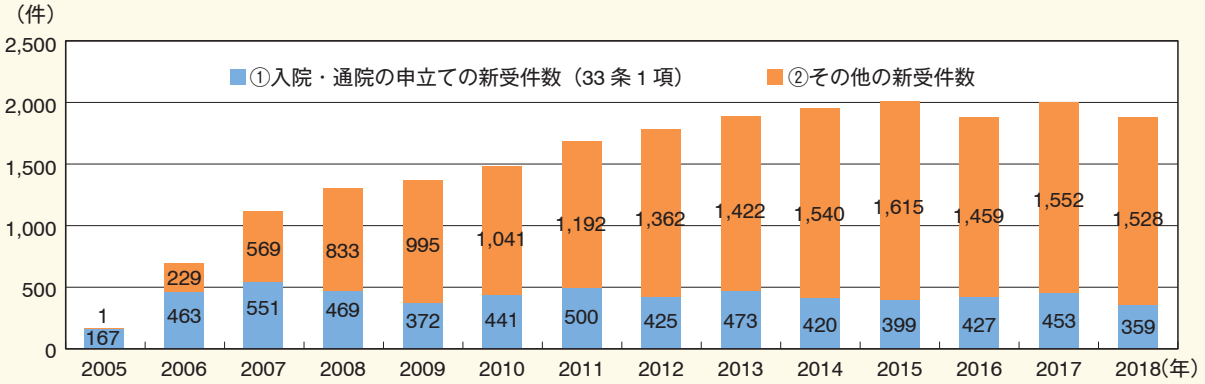

【注】1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「医療観察処遇事件の受理区分別新受、既済、未済人員－全地方裁判所」によるもの。
2. 「その他の新受件数」は、「退院・入院継続の申立て（49 条・50 条）」、「処遇終了・通院期間延長の申立て（54 条・55 条）」、「再入院等の申立て（59 条）」のそれぞれの新受件数の合計である。
3. 2005 年は、医療観察法施行日（同年 7 月 15 日）以降の数値である。

❸ 医療観察処遇事件（地方裁判所）の終局区分別人員

次の表は、地方裁判所における医療観察処遇事件を終局区分別にみたものである。

資料2-1-4-3　医療観察処遇事件の終局区分別終局総人員（地方裁判所）

年	終局総人員	終局区分																抗告
		入院・通院（33 条 1 項）					退院・入院継続（49 条又は 50 条）			処遇終了・通院期間延長（54 条又は 55 条）		再入院等（59 条）			却下（申立て不適法のみ）	移送・その他	取下げ	
		42 条 1 項			40 条 1 項（却下）		51 条 1 項			56 条 1 項		61 条						
		1 号 入院	2 号 通院	3 号 医療を行わない旨の決定	1 号 対象行為を行っていない	2 号 心神喪失者等ではない	1 号 入院継続確認等	2 号 退院許可	3 号 医療終了	1 号 通院期間延長決定等	2 号 医療終了	1 項 1 号 入院	1 項 2 号 棄却（3 項の場合も含む）	1 項 3 号 処遇終了				
2005	80	49	19	7	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	16
2006	520	191	80	68	3	7	110	28	2	—	2	1	—	—	2	23	4	50
2007	935	250	75	75	2	14	362	75	24	—	17	1	—	—	3	27	10	69
2008	1,198	257	62	68	1	13	583	115	27	1	38	2	1	1	7	16	6	81
2009	1,278	204	51	54	1	8	651	168	48	5	51	5	—	—	8	19	5	61
2010	1,347	242	61	46	—	17	679	157	34	11	55	5	1	1	12	16	10	77
2011	1,534	269	38	72	1	13	856	145	25	10	51	14	—	1	—	27	12	106
2012	1,691	257	39	74	—	11	955	189	45	18	49	4	2	1	5	33	9	89
2013	1,746	267	39	59	—	14	1,036	166	34	26	51	9	—	—	1	39	5	127
2014	1,859	262	31	53	1	8	1,139	203	31	22	66	6	1	—	16	19	1	106
2015	1,916	253	33	46	—	6	1,141	257	45	20	65	7	—	—	5	29	9	110
2016	1,769	237	36	50	1	13	1,054	210	37	14	75	7	2	—	4	20	9	96
2017	1,851	268	32	48	—	5	1,121	208	40	16	84	6	2	—	2	19	—	125
2018	1,810	240	26	41	—	11	1,093	243	28	15	71	6	2	—	1	22	11	120

【注】1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「医療観察処遇事件の終局総人員－終局区分別－地方裁判所管内全地方裁判所別」によるもので実人員である。
2. 終局区分別終局人員は、1 人の対象者につき複数の終局区分で終局した場合は、それぞれの区分に計上している。